

大規模地震時の緊急巡回活動に関する協定書

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）は、大規模地震時の道路被害等に関する緊急巡回に係る活動（以下「緊急巡回活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の災害初動時の対応が円滑になるように、民間企業の協力を得て被災情報の迅速な収集を行うために、甲が乙に対し、緊急巡回活動に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

2 乙の活動は無報酬で行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模地震が発生した場合、乙に対し、緊急巡回活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

3 乙に属する会員（以下「会員」という。）のうち緊急巡回活動に従事するもの（以下「巡回員」という。）は、東京都23区内に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲からの要請があったものとみなし、可能な範囲で自主的に出動するものとする。

（活動の内容）

第3条 甲が会員に実施を要請する緊急巡回活動は、あらかじめ割当てられた区間の被害状況を把握し、その結果を東京国道事務所又は最寄りの出張所に報告することである。

2 第2条第3項により出動した巡回員は、別に定める「情報把握マニュアル」に基づき、緊急巡回を実施するものとする。

（活動の実施区間）

第4条 巡回員の活動実施区間は、別に定める表のとおりとする。

2 前項の活動実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙相互に協議するものとする。

（活動の報告）

第5条 巡回員は、第3条の活動を行った場合には、速やかに（発災後1時間以内を目安）甲に報告し、緊急巡回活動を終了した後に所定の活動記録様式を甲に提出する。

(防災訓練への参加)

第6条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。訓練の内容は別途甲乙調整して定めるものとする。

(安全性の確保)

第7条 巡回員は、緊急巡回活動中に危険が生じた場合、又は危険が生じる恐れのある場合等、二次災害に巻き込まれないように巡回員の判断で活動を中止することができる。この場合、巡回員は速やかに甲に連絡するものとする。

- 2 巡回員の活動時に生じた損害については、甲は補償しないものとする。よって、巡回員の活動は巡回員の責任の範囲で実施するものとし、活動時の安全性については十分配慮するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(発 効)

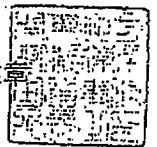
第9条 この協定は、平成17年6月1日から発効する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年4月11日

甲 国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所長

石川 雄章



乙 社団法人東京建設業協会会長

白石 孝謙

